

論点

(いわゆる課徴金制度について)

1 . 制度導入の趣旨・目的

不公正取引等の規制の実効性確保の手段(エンフォースメント) の複線化

刑罰の謙抑性・補充性 (刑罰の苛烈さ)

違反行為の程度態様に応じた機動的かつ必要十分な対応の必要性

(注) 起訴に到らなかった違反行為については現状何ら対応がなされていないこと、

証券会社等の業者の違反行為に対する対応は登録取消・業務停止のみであること、

についてどう考えるか。

違反者に対し、行政上の措置として金銭的な負担を課する制度 (いわゆる課徴金あるいは反則金) を導入すべきではないか。

2 . 対象

証取法違反行為

- ・ 不公正取引
- ・ 開示規制違反 等

3 . 金額の水準の目安

- ・ 違反行為による利得の吐き出し
- ・ 社会的損失
- ・ 規制の実効性確保 (違反行為の抑止の観点)

(参考) 刑事罰は、重大な違反に対する社会的、倫理的非難。

証券取引法上の禁止行為

(カッコ内は平成12～14事務年度の告発・勧告件数)

1. 不公正取引(刑事罰有り)

- ・風説の流布、偽計、暴行、脅迫(告発 3件)
- ・相場操縦(告発 2件)
- ・インサイダー取引(告発 10件)

(注) 不公正取引の一般条項として157条があるが、具体的な告発・勧告がなされた事例はない(同旨の規定である米国SEC規則10b-5条で処分されているインサイダー取引等については、個別の規定で処分)

2. 開示規制違反(刑事罰有り)

- ・有価証券届出書・目論見書・報告書等の虚偽記載、重要事項の不開示
(告発 8件)

3. 証券会社等の行為規制違反(刑事罰無し)

- ・取引一任勘定(勧告 42件)
- ・有価証券売買に関する虚偽又は誤解を生ぜしめる表示(勧告 14件)
- ・特別の利益提供を約してする勧誘(勧告 9件)
- ・作為的相場形成(勧告 13件)
- ・投機的利益追求(勧告 20件)
- ・その他(勧告 25件)

(注) 過去3事務年度において監視委による勧告が行なわれた代表的な違反行為を列挙。